

# 令和3年6月議会

## 保健福祉委員会 資料

- 1 条例議案 . . . . . P 2
- 2 令和3年度 6月補正予算 . . . . . P 6

保健福祉局

## 議案第64号

### 北九州市手数料条例の一部改正について（保健福祉局所管分）

#### 1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用に関する保健衛生上の必要な規制を行うほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）にあっては令和元年12月4日に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第288号。以下「改正政令」という）にあっては令和2年7月28日に公布されたことにより、北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号。以下「条例」という。）の別表の一部で引用する法及び法施行令の引用項に条項ずれが生じたため、条例の一部改正を行うもの。

#### 2 改正内容

別表第33号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表第33号の3中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表第33号の5中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表第33号の7の3中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表第33号の7の4中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表第33号の7の5中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

#### 3 施行期日

令和3年8月1日（改正法及び改正政令の改正規定の施行日と同日）

#### 4 その他

今回、条例の他に「北九州市副市長以下専決規程」及び「北九州市保健所長事務委任規則」の改正を行う。

## 議案第66号

### 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

#### 1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）に伴い、関係規定を改めるもの。

#### 2 改正内容

(1) 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

基本方針に次の1項を加えるほか、規定の整備を行うもの。

人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

基本方針に次の1項を加えるほか、規定の整備を行うもの。

人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(3) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

基本方針に次の2項を加えるほか、規定の整備を行うもの。

(ア) 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(イ) 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 3 施行期日

公布の日

(改正省令と同様に、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする旨の経過措置を置く。)

## 議案第67号

# 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）に伴い、関係規定を改めるもの。

### 2 改正内容

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条、第11条等、北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条、第11条、第15条、第19条、第23条、第27条等関係

現行	改正後
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者等に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者等に対し、 <u>研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>

### 3 施行期日

公布の日

（改正省令と同様に、令和4年3月31日までの間は、引き続き努力義務とする旨の経過措置を置く。）

## 議案第68号

### 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 改正理由

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号。以下「条例」という。）は、衛生施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

衛生施設のうち火葬場については、平成26年の行財政改革大綱において、「民間にできることは民間にゆだねる」という方向性が示された。しかし、東部斎場（昭和56年開場）、西部斎場（昭和59年開場）ともに築30年以上が経過し、施設設備の老朽化が著しいことから、大規模改修工事が予定されており、工事終了（令和3年度）までは市の管理運営が必要であることから、指定管理者制度の導入は見送られた。

なお、平成30年4月からは、それまで本市直営で行っていた火葬業務についてのみ、全面民間委託を行っている。

令和3年度で大規模改修工事の全ての工程が終了することから、事務管理部門も含めた全ての業務を民間に任せることが可能になるため、まずは先に大規模改修工事が終了している西部斎場から指定管理者制度を導入することとし、所要の条例改正を行うもの。

#### 2 改正内容

- (1) 指定管理者制度の導入のための関係規定の追加
- (2) 使用許可に係る規定の整備

#### 3 施行期日

公布の日

## ○議案第74号「令和3年度 北九州市一般会計補正予算（第2号）」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「令和3年度 北九州市補正予算に関する説明書（6月議会提出）」P9

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.3.3	予防費	4,126,900	<b>208,600</b>	4,335,500
	新型コロナウイルス感染症患者への自宅療養支援事業 【概要】 自宅療養者が療養生活に必要な食料品等の支援や、健康観察に使用するパルスオキシメーター等の貸与を行うとともに、必要に応じて看護師が自宅療養者を訪問して健康観察を行うもの。	0	171,000	171,000
	クラスター発生施設等への医療支援事業 【概要】 高齢者施設、障害者施設、医療施設でクラスターが発生した場合でも、医師等の派遣など軽症・無症状の陽性者が施設で療養できるように支援を行うもの。	0	37,600	37,600
合 計			<b>208,600</b>	

【歳入補正】 「令和3年度 北九州市補正予算に関する説明書（6月議会提出）」P3~4

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	1,202,236	<b>102,123</b>	1,304,359
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	102,123	102,123
19.2.2	保健福祉費県補助金	530,343	<b>106,477</b>	636,820
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	6,000	106,477	112,477
合 計			<b>208,600</b>	

○議案第75号「令和3年度 北九州市一般会計補正予算（第3号）」

【歳出補正】 「令和3年度 北九州市補正予算に関する説明書（6月議会提出）」P3

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.1	社会福祉総務費	15,519,796	<b>740,000</b>	16,259,796
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業 【概要】 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対して支援を行うため、給付金を支給するもの。	0	740,000	740,000
合 計			<b>740,000</b>	

【歳入補正】 「令和3年度 北九州市補正予算に関する説明書（6月議会提出）」P2

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	1,304,359	<b>740,000</b>	2,044,359
	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	0	740,000	740,000
合 計			<b>740,000</b>	